

山形県公立高等学校入学者選抜「学区外志願」のQ&A

Q1

山形県在住の中学校3年生(卒業生)であれば、県内どこの地域の公立高等学校でも受検できますか？

A1

全日制の普通科及び理数科以外の学科には県下一円から志願できますが、普通科及び理数科については通学区域が決まっています。

通学区域内に居住する人は、その区域内の高等学校に就学しなければならないことになっているので、原則として受検することはできません。(「山形県立高等学校通学区域に関する規則」)

なお、定時制と通信制の場合は、通学区域の制限は設けておりませんので、県下一円から志願できます。

Q2

通学区域外の高等学校を受検できるのは、どのような場合ですか？

A2

次の場合に、学区外志願ができます。

- (1) 通学の便によるもの(通学に関する交通事情により、特に地域指定を行っているもの)。
- (2) 保護者等の転勤等による一家転住によるもの。
- (3) その他(やむをえない事情がある場合)

Q3

通学の便によるものは、どのような場合が認められますか？

A3

次の場合が認められます。

	居住地	志願できる高校
県内からの場合	南陽市(中川地区)	上山明新館高校
県外からの場合	秋田県旧由利郡※	遊佐高校
	新潟県岩船郡関川村	小国高校
	宮城県刈田郡七ヶ宿町	上山明新館高校、高島高校
	福島県耶麻学区・県北学区	米沢興譲館高校、米沢東高校

※秋田県旧由利郡・・・平成17年3月21日まで由利郡であった地域

Q4-1

一家転住の理由について、詳しく説明してください。

A4-1

転居する理由が明確であり、住居が確定し、家族全員で転居する場合等です。(ただし、入学式の日までに学区内に保護者と居住すること。)

「転居する理由が明確」とは、保護者の転勤等を証明できる場合、また、「住居が確定」しているとは、自宅がその地域にあることを証明できる場合のことです。

Q4-2

保護者が転勤する予定なのですが、転勤後の居住先が未定の場合は、学区外志願は認められますか？

A4-2

原則として、転居先が未定の場合は、認められません。ただし、転居先が確定できない事情についての説明や相談には応じます。

Q5-1

高校入学を機に学区外に住んでいる祖父母のみの世帯と同居したいのですが、学区外志願は認められますか？

A5-1

一家転住であれば可能です。

Q5-2

祖父母と同居したいのですが、保護者の仕事の関係で家族全員一緒には転居できない状況です。学区外志願は認められますか？

A5-2

保護者が子どもと一緒に住まない場合や15歳以下の子供が離れ離れに居住するようなことは、好ましくないと考えます。

Q6

確実に一家転住をする予定なので、住民票を前もって居住先に移そうと考えていますが、問題がありますか？

A6

住民票は移すものの、卒業までは現在の中学校に在学する場合、この中学校を所管する市町村教育委員会に対し、区域外通学の申請をし、許可をもらう必要があります。

なお、住民票の異動内容と実際とが異なる場合、公正証書原本不実記載の罪に問われ、住民票を元の市町村に異動させられることがあります。

Q7

学区外志願許可願の手続きをしたいのですが、どのようにしたらよいでしょうか？

A7

次の手順を参考にして、進めてください。

- (1) 学区外志願の条件に該当するか、検討をする。
- (2) 学区外志願に該当すると中学校長が判断した場合、当該教育事務所に相談する。

- (3) 教育事務所への相談終了後、県教育庁高校教育課へ必要書類を提出する。
- (4) 県教育庁高校教育課で審査をし、適正であると判断される場合、許可書が発行になる。
○なお、審査におおよそ1週間を要するので、提出期日を踏まえて余裕を持って申請する（書類受理後許可書発送までに平均3日程度を要する）。
○申請書類の受理後、別に追加書類の提出を求められることがある。また、土・日曜日が挟まるとより日数がかかることもあるので、入学願書等の提出締切日2週間前までに相談を終え、必要書類を提出することが望ましい。
- (5) 学区外志願許可書を願書に添付して、志願する高等学校に提出する。

Q8

学区外志願許可申請には、どのような書類が必要ですか？

A8

- (1) 県内での学区外志願の場合
 - ① 学区外志願許可願（様式第5号A） 1部
 - ② 学区外志願の理由を証明する書類 1部
 - ③ 誓約書（様式第5号C） 1部
 - ④ 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） 1枚
- (2) 県外への学区外志願の場合
 - ① 山形県公立高等学校に志願しない旨の証明願（様式5号B） 1部
 - ② 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） 1枚
- (3) 県外からの学区外志願の場合
 - ① 学区外志願許可願（様式第5号A） 1部
 - ② 当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書 1部
 - ③ 学区外志願の理由を証明する書類 1部
 - ④ 誓約書（様式第5号C） 1部
 - ⑤ 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） 1枚
- (4) 国外から山形県公立高等学校を志願する場合
 - ① 学区外志願許可願（様式第5号A） 1部
 - ② 帰国先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等 1部
 - ③ 誓約書（様式第5号C） 1部
 - ④ その他必要な書類
 - ⑤ 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） 1枚

Q9

学区外志願許可願を申請したら、必ず認められますか？

A9

審査の結果、適正であると判断された場合に許可書が発行されます。

Q10

「学区外の志願理由を証明する書類」とはどのようなものですか？

A10 次のような場合が考えられます。

学区外志願については、「理由（目的）」「理由（目的）が発生する時期」「移転先住所」の記載が必要です。

「志願理由を証明する書類」は、志願理由の妥当性を証明する適切な書類であることから、次のものが想定されます。なお、当然のことながら、証明できない場合は、認めることができません。

住居を移す理由を証明する書類の例

理由	居住地	証明書の例	備考
祖父母との同居	祖父母宅	祖父母の住民票謄本 祖父母との関係証明	
保護者の転勤	居住地が明確	転勤証明書 居住地の証明書	
保護者の転職	居住地が明確	内定通知書 居住地の証明書	* 中学校長による証明書での代替もあり得る。
高校入学を機に一家で転居	自宅への転居 ①新築中の自宅	自宅の証明書 ①土地,建築確認、請負	
本人のみの転住 (日本人学校等の場合のみ)		本人のみ転住理由証明書 居住地の証明書 居住先と本人の関係証明	

[留意点]

- ① 原則として誓約書の提出が必要です。
- ② 「予定」でありながら手続きを進めることを認めた場合、確定後に住民票謄本を求めることがあります。

【 参考 】

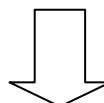
山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（抄）

第3条 定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。

第4条 次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。

- (1) 生徒の入学志願者の比率が著しく不均衡である場合
- (2) 生徒の通学が著しく不便と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

平成29年度 山形県公立高等学校入学者選抜実施要項（抄）



資料5より

- ・学区外志願条件は、通学の便又は転勤・転住による。